

青森県報

号外第百二十三号

平成十五年
十二月二十六日
(金曜日)

目 次

訓 令

本庁守衛等就業規則の一部を改正する訓令…………… (総務学事課) ……
本庁電話交換員就業規則の一部を改正する訓令…………… (防災消防課) ……

訓 令

青森県訓令甲第五十二号

庁 中 一 般

本庁守衛等就業規則の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

平成十五年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

本庁守衛等就業規則の一部を改正する訓令

本庁守衛等就業規則(昭和三十一年六月青森県訓令甲第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「午前八時十五分」を「午前八時三十分」に、「午後五時」を「午後五時十五分」に改める。

第五条中「午後零時から午後零時四十五分」を「午後零時十五分から午後一時」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年一月一日から施行する。

青森県訓令甲第五十三号

庁 中 一 般

本庁電話交換員就業規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

本庁電話交換員就業規則の一部を改正する訓令

本庁電話交換員就業規則(昭和三十三年四月青森県訓令甲第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「午前八時十五分」を「午前八時三十分」に、「午後五時」を「午後五時十五分」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年一月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭